

臨時福祉給付金のお知らせ

◆「臨時福祉給付金」とは？

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられますが、所得の低い方々への負担の影響を考え、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給する予定です。

◆給付対象者

平成26年度分の町民税(均等割)が課税されない方が

※ご自身を扶養している方が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外。

◆給付額

給付対象者1人につき1万円

※給付対象者の中で、次に該当する方は5千円が加算されます。

- 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者など
- 児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者など

◆申請手続き

平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村に申請してください。申請・支給手続きについては、現在準備中ですが、平成26年度分の町民税が6月に決定しますので、早くても8月以降になる予定です。

受付時期・手続きなどについては、決まり次第、広報やホームページなどでお知らせします。
○お問い合わせ
本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-2116 (直通)

佐賀支所地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3113 (直通)

子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

対象となる方は、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村に申請が必要です。黒潮町の対象者には、後日通知します。

※申請期間は市区町村により異なります。

◆支給対象者

次の2つの要件を満たす方

- ①平成26年1月分(平成26年1月1日生まれの児童は2月分)の児童手当・特例給付を受給
- ②平成25年中の所得が児童手当の

所得制限限度額未満
※特例給付とは、児童1人当たり月額5千円が支給されることをいいます。

【扶養親族の数と所得制限限度額】

扶養親族	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※扶養親族の人数が6人以上は、1人増えるごとに38万円を所得限度額に加算します。

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる場合は、1人につき6万円を加算します。

◆対象児童

支給対象者の平成26年1月分(平成26年1月1日生まれの児童は2月分)の児童手当・特例給付の対象となる児童

- ※「臨時福祉給付金」の対象となる児童や、生活保護制度の被保護者にあたる児童は対象外。
- ※申請・支給時に中学校を卒業している場合も対象児童に含む。
- ※平成26年1月1日以後に亡くな

られた児童は対象外。

◆支給額

対象児童1人につき1万円

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (直通)

佐賀支所地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701 (直通)

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!!

●市町村や厚生労働省がATM(銀行などの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対ありません。

●ATMを操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

●市町村や厚生労働省が、給付金支給のための手数料の振込を求めめることは絶対ありません。

●申請受付開始までに、市町村や厚生労働省が世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することはありません。